

平成28年11月16日

## 都市の生物多様性指標（簡易版）の策定について

国土交通省都市局  
公園緑地・景観課

### 1. 背景

生物多様性は、人類の存続の基盤であるとともに、地域における固有の財産として地域独自の文化を支えるなど、様々な恩恵をもたらすものですが、人間が行う開発等による生物種の絶滅や生態系の破壊、社会経済情勢の変化に伴う人間の活動の縮小による里山等の劣化、外来種等による生態系のかく乱等の深刻な危機に直面しています。そのため、近年、生物多様性の確保のための取組が国際的にも国内においても必要とされています。

国際的には、平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において、平成23年（2011年）以降の生物多様性の確保に関する「新戦略計画・愛知目標」が採択されたほか、決議X/22「生物多様性のための準国家政府、都市及びその他地方自治体の行動計画」も採択され、都市の生物多様性に関する指標等のツールを用いて地方における生物多様性の状態及びその管理の状態を把握することの奨励等が決定されました。

国内では、生物多様性基本法（平成20年法律第58号）等の施行により、地方公共団体による生物多様性地域戦略の策定や、地域における多様な主体の連携による生物多様性確保の活動が進んでいます。さらに、「生物多様性国家戦略2012-2020」（平成24年9月閣議決定）においては、具体的施策の一つに、都市の生物多様性指標等を活用した地方公共団体における都市の生物多様性の確保の取組の促進が掲げられています。

このような動向を踏まえ、地方公共団体が都市の生物多様性の状況及びその確保に向けた取組の状況を客観的に把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及等に活用できるよう、国土交通省において平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」（以下「素案」）を策定し公表しました。

その後、地方公共団体における「素案」の活用状況等を調査したところ、指標算定に必要なデータを得るための調査の実施状況や、得られているデータの精度について、地方公共団体間で差が大きいこと、動植物種数の経年変化など、地方公共団体の取組の現状を踏まえるとデータの収集・分析・評価が困難な指標があることなどが明らかとなりました。

このため、指標値の算出に際して全国の地方公共団体が容易に入手できるデータを用いるなど、地方公共団体がより活用し易いツールとなるよう先に公表した「素案」を改良し、今般、「都市の生物多様性指標（簡易版）」（以下「簡易版」）を策定しました。

### 2. 「都市の生物多様性指標（簡易版）」の性格

本「簡易版」は、「素案」と同様に、地方公共団体における都市の生物多様性の確保に向けた取組を一層支援することを目的に、都市における生物多様性の状況及びその

確保に向けた取組の状況について、地方公共団体が把握・評価し、将来の施策立案、実施、普及啓発等に活用できるツールとして策定したものです。

「簡易版」は、「素案」で提示した「動植物種数の経年変化に関する定期的な調査」や、「地域の特色を活かした生態系サービスの精度の高い状況把握」など、地方公共団体において生物多様性保全の取組みが一定程度進捗し、「素案」に基づく評価に必要なデータが整備されるまでの間、普及啓発を図るものです。

この「簡易版」の普及を通じ、都市における生物多様性保全の取組が進捗し、一刻でも早く愛知目標に謳われた、各政府における生物多様性の主流化の実現が果たされることを期待しています。

### 3. 「素案」及び「簡易版」の検討経緯

「素案」は、都市における生物多様性に関する指標として国際的に検討されている「都市の生物多様性シンガポール指標」等を参考とし、特に地方公共団体の活用を念頭に置いて以下の3つの観点から検討を行いました。

①生物多様性の状況やその確保に向けた取組の状況を把握・評価する指標としての必要性

②地方公共団体が活用する際のデータ入手や算定方法の簡便性

③全国のどのような都市でも活用できる指標としての適用可能性

検討に際しては、有識者及び地方公共団体からなる「都市の生物多様性指標（案）に関する有識者懇談会」（座長：京都学園大学森本幸裕教授）における意見等を踏まえ、とりまとめました。

また、今回の「簡易版」は、素案で示した指標について、算出方法の簡便性と適用可能性を高める観点から、定量的評価に係る指標については、国土交通省が公開している国土数値情報を用い、さらに、定性的評価に係る指標については、地方公共団体が自ら実施する生物多様性保全に向けた取組を評価することで算出が可能なものとなるよう検討を行いました。

検討に際しては、上記懇談会の構成員を基本とした「都市の生物多様性指標検討委員会」（座長：京都学園大学森本幸裕教授）における意見等を踏まえ、とりまとめました。

なお、使用するデータの統一化により、算定方法の簡便性やどのような都市でも活用できる適用可能性が改善され、地方公共団体相互間の比較が可能な指標となり、活用の可能性が広がりました。

#### 4. 都市の生物多様性指標（簡易版）検討の流れ

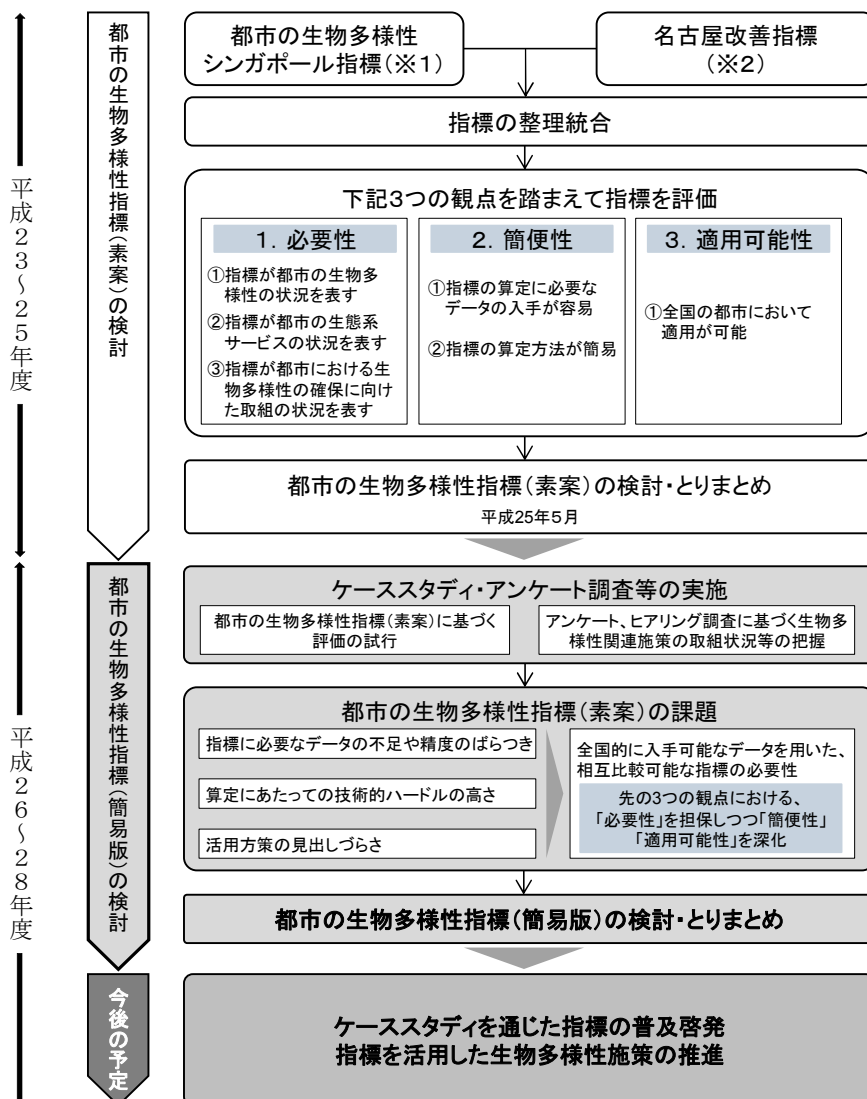


図 これまでの検討経緯

※1 COP9（2008年）の閣僚級会合において、シンガポール政府が開発・導入を提唱し、シンガポール国立公園局が事務局となり、生物多様性条約事務局と協力しつつ開発を進めてきた指標

※2 「都市における生物多様性とデザイン（URBIO）」（2010年名古屋）の都市の生物多様性指標（CBD）に関するワークショップにおいて、名古屋市環境局（当時）加藤正嗣氏が提案した指標案

## 5. 都市の生物多様性指標（簡易版）の構成

「都市の生物多様性指標（簡易版）」の構成は以下のとおり。

表1 都市の生物多様性指標（簡易版）の構成

指標項目		概要	使用データ	「素案」の使用データ
生態系・ ハビタットの 多様性	指標 1	<u>緑地等の現況</u> （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する緑地等の割合）	国土数値情報	地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査
	指標 2	<u>法令等により確保されている緑地等の状況</u> （都市における生物多様性確保のポテンシャルを有する法令等に基づき継続性のある緑地等の割合）	国土数値情報 都市計画基礎調査における法適用現況調査	都市計画基礎調査における法適用現況調査、及び独自に行う法令等の施行状況等に関する調査
	指標 3	都市における <u>エコロジカルネットワーク</u> の状況	国土数値情報	独自に設定した評価指標となる動植物種とその状況
（都市の取組）	指標 4	<u>動植物種の状況</u> （都市に生息・生育する動植物種数に関する <u>調査の実施状況</u> ）	生物調査の実施状況	動植物種の経年変化
生態系サービス	指標 5	<u>生態系サービスの状況</u> ① <u>地球温暖化</u> への対応（都市緑化等による <u>温室効果ガス吸収量</u> ） ②緑地の <u>冷涼化効果</u> （緑地等による樹冠被覆面積） ③ <u>水量の調節</u> （緑地等による <u>透水効果</u> ）	3項目の生態系サービスを対象 国土数値情報	7項目の生態系サービスを対象 地方公共団体等が独自に行う緑被地・水面等の調査
都市の取組	指標 6	<u>行政の生物多様性取組状況</u> （都市の行政計画における生物多様性の確保への配慮の状況）	同左	地方公共団体が策定する計画、実施する調査等
	指標 7	<u>行政計画への住民等の参加状況</u> （生物多様性の確保に関する都市の行政計画における住民・企業等の参加の状況）	同左	地方公共団体が策定する計画、実施する調査等

## 6. 今後の予定

「都市の生物多様性指標（簡易版）」は、今後、ケーススタディ等を通じて、地方公共団体における活用を広めるべく、普及促進を図っていくこととしています。

「都市の生物多様性指標（素案）」及び「都市の生物多様性指標（簡易版）」は、以下のURLよりダウンロードすることができます。

URL：[http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000022.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000022.html)

### 【資料】

<平成28年度策定>

- ・都市の生物多様性指標（簡易版）

<平成25年度策定>

- ・都市の生物多様性指標（素案）
- ・（別添）都市の生物多様性指標（素案）一覧表
- ・都市の生物多様性指標（素案）活用の手引き

## 「都市の生物多様性指標検討委員会」名簿

### ○委員

座長	森本 幸裕	京都学園大学	バイオ環境学部	教授
委員	一ノ瀬 友博	慶應義塾大学	環境情報学部	教授
委員	香坂 玲	東北大学大学院	環境科学研究科	教授
委員	関 健志	公益財団法人日本生態系協会		事務局長

（敬称略 委員五十音順）

### ○オブザーバー

愛知県  
横浜市  
東京都港区  
国際連合大学 サステイナビリティ高等研究所  
環境省 自然環境局  
国土交通省 国土技術政策総合研究所

（順不同）

## 地方公共団体における都市の生物多様性の把握・評価が容易になります

～「都市における生物多様性指標（簡易版）」を策定します～

平成25年度に策定した「都市の生物多様性指標（素案）」を改良し、地方公共団体において、都市における生物多様性の取組状況をより簡便に把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用することを目的に、「都市の生物多様性指標（簡易版）」を策定しました。

今後、この指標（簡易版）が地方公共団体において活用されるよう普及啓発を図って参ります。

### 1. 策定の背景

生物多様性の保全に関する国際的な関心が高まり、日本を含む世界各国で様々な取組みが進められている中、生物多様性条約第10回締結国会議（COP10）における決議等を踏まえ、国土交通省においては、地方公共団体における都市の生物多様性の取組状況を把握・評価し、将来の施策立案、実施普及啓発等に活用できるツールとして、平成25年5月に「都市の生物多様性指標（素案）」を策定しました。

その後、地方公共団体における活用状況等を調査する中で、指標算定に必要なデータが地方公共団体において十分に保有されていないことや、データの収集・分析・評価が困難な指標があること等が明らかになりました。

### 2. 指標の概要

このため、指標値の算出に際して全国の地方公共団体が容易に入手できる国土数値情報※を用いるなど、地方公共団体がより活用し易いツールとなるよう、先に公表した「素案」を改良し、「都市の生物多様性指標（簡易版）」（以下「簡易版」）を策定しました。（別紙参照）

（本文は、[http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi\\_parkgreen\\_tk\\_000022.html](http://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000022.html)よりダウンロードすることができます。）

今後は、本「簡易版」によって都市における生物多様性保全の取組みの進捗状況を把握・評価し、将来の施策立案や普及等に活用されるよう、説明会の開催や、地方公共団体と連携した「簡易版」を用いた生物多様性の取組の効果的な進め方の検討等により、普及啓発を図って参ります。

※ 国土交通省が国土形成計画、国土利用計画の策定等の国土政策の推進に資するために、地形、土地利用、公共施設などの国土に関する基礎的な情報をGISデータとして整備したもので、当省ホームページにおいて公開しているもの。

#### 【担当・問い合わせ先】

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 緑地環境室 望月、煙山

TEL:03-5253-8111（内線32-912、32-965）、03(5253)8420（直通）

FAX:03(5253)1593